

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日

平成 3 0 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 3 0 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 1 2 月 2 0 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 2 時 5 1 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	吉 田 哲 也	2 番	藤 井 清 隆
3 番	村 山 一 彦	4 番	井 上 武 津 男
5 番	岡 田 泰 正	6 番	岡 本 正 意
7 番	畑 武 志	8 番	竹 内 き み 代
9 番	小 西 啓	1 0 番	岡 田 勇

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀 忠 雄
副町長	奥 田 右
総務課長	岡 田 博 之
地方創生担当課長	草 水 清 美
地域力推進課長	犬 石 剛 史
人権啓発課長	井 上 順 三
税住民課長	細 井 隆 則
福祉課長	北 広 光
診療所事務長	久 保 順 一
農村振興課長	東 本 繁 和
建設事業課長	馬 場 正 実
会計管理者兼会計課長	瀧 村 幸 代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	4番 井 上 武津男 5番 岡 田 康 正

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 閉会中の広域連合議会の報告
- 日程第 4 議案第46号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 和束町職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第49号 土地改良事業の施行について（災害復旧）
- 日程第 6 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第41号 平成30年度和束町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第42号 平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 平成30年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第44号 平成30年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第45号 平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 発議第 9号 学童保育の国基準の堅持を求めゝ意見書
- 日程第 9 委員会ゝ閉会中ゝ継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、平成 3 0 年和東町議会第 4 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、4 番、井上武津男議員、5 番、岡田泰正議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきました。東部塵芥処理施設の一部休止についてのご報告をさせていただきたいというように思います。

ご案内のとおり、この東部塵芥処理施設は地元とも 2 0 年の内容、そして、再延長しない、この内容で協定を結び、進めてまいりました。そして、その期限が来年の 3 月 3 1 日に迎えようとしています。

これまでの間、地元これまでのお礼と、そして再延長についてお願いをしてまいりました。地元下島区、そして撰原区、そして石寺区、そうして回らせていただきました。一部区においては、再延長に強い反対、意見もありましたが、多くの皆さん方については、これまで事故なく運転してこられたということはよかったと。再延長も反対はしない。ただ、一時一呼吸を置いて話をさせていただきたい、こういう話でありました。

私どもはやっぱり住民のそういったご意見を真摯に受けとめながら、施設の一時休止もやむを得ない、こういうことで判断をさせていただきました。それまでの間は民間等に委託と、そういう方向で進めていくべく、現在、事務を進めておりますので、ここに時間をいただきまして、議員の皆さんにご報告をさせていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

以上で、報告を終わります。

日程第3、閉会中の広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、畑 武志議員。

○相楽東部広域連合議会議員（畑 武志君）

それでは、改めまして、おはようございます。

相楽東部広域連合議会の報告を行います。

平成30年第3回相楽東部広域連合議会定例会は、去る12月14日午前9時30分から南山城村議場において開催されました。

開会宣言に続き会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後、3名の議員により一般質問が行われました。

初めに、南山城村、鈴木議員が、連合の文化財保護条例の運用や南山城村におけるスクールバスの昼間活用、通学路の安全対策について質問をされました。

続いて、和東町の岡田議員からは、今後の東部3町村のごみ処理の方向性とテールアルメ裁判の経過並びに教育委員会発足10年での評価やイジメ問題の実態、全日本中学陸上競技選手権大会優勝に関して。

そして、最後に、笠置町の西議員から、教育委員会「笠置分室」の移転と小中学校の安全対策並びに今後のごみ処理についての質問がありました。

続いて、付議されました各議案について審議が行われました。

まず、認定第1号 平成29年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については、会計管理者からの決算概要説明や監査委員からの監査報告に基づき、審議の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第6号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ1,172万2,000円を追加し、歳入歳出総額を9億5,823万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では、平成29年度の剰余金を前年度繰越金として計上し、構成町村の負担金及び分担金と相殺するものであり、歳出では、クリーンセンターの緊急修繕工事費用や和東町給食センターの空調設備実施設計業務の委託費用の追加などを行うもので、全員賛成で可決されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議を閉会いたしました。

以上で、平成30年第3回相楽東部広域連合議会定例会の報告を終わります。

○議長（岡田 勇君）

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第47号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告並びに国家公務員の職員給与法の改正に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうより、議案第46号及び議案第47号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第46号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成30年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しをいただいておりますので、資料No.46の新旧対照表の次についております特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正概要に基づき説明させていただきます。

本一部改正につきましては、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、一般職の指定職職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

第1条につきましては、平成30年12月期末手当支給率を0.05カ月分引き上げ、100分の172.5から100分の177.5に改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

続いて、第2条でございますが、6月と12月の期末手当支給率を同じ率に改正するものでございます。

6月につきましては、100分の157.5から100分の167.5へ、また、12月につきましては、100分の177.5から100分の167.5ということで、これにつきましては、施行期日が平成31年4月1日となっているところでござい

す。

続いて、議案第47号でございます。

議案第47号

和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成30年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

議案第47号につきましても議長のお許しをいただきましたので、資料No.47の別表の後に職員の給与表の一覧を載せさせていただいて、その次になりますが、和東町の職員の給与に関する条例の一部改正概要に基づき説明をさせていただきます。

この一部改正につきましては、人事院勧告及び国家公務員の職員給与法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第1条では、宿日直手当の勤務1回を200円引き上げて4,400円に、5時間未満の場合は100円引き上げて2,200円に、12月29日から翌年1月3日までの間は300円引き上げて8,100円に改定するものでございます。

また、平成30年12月勤勉手当支給率を0.05カ月分引き上げ0.95カ月分に改正するものでございます。

また、給料月額につきましても、平均0.2%の引き上げを基本に、資料としてつけております給料表を改定するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

第2条につきましては、6月と12月の期末手当を一律1.3カ月分に改正するものでございます。

また、6月と12月の勤勉手当も一律0.925カ月分に改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、1件ごとに行います。

議案第46 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第47号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第47号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第49号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第49号の提案理由を申し上げます。

平成30年7月豪雨災害により、発生の農地、農業用施設災害復工事を施工するに当たり、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、議案第49号についてのご説明をさせていただきます。

議案書をおめくりください。

議案第49号

土地改良事業の施行について（災害復旧）

和束町において、災害復旧事業を下記のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求める。

事業名：災害復旧事業、工事名：農地農業用施設災害復旧工事、内容：平成30年発生災害、数量：3件、金額：1,400万円でございます。

平成30年12月20日提出

和束町長 堀 忠雄

ここで、若干、今回の農災についてのご説明をさせていただきます。

今回ご提案させていただきました災害につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、農地農業用施設災害でございます。

復旧に当たりましては、平成30年9月18日に災害査定を受検しました。農業施設水路1件、道路2件の計3件でございます。

これらの災害につきましては、いずれも本年7月4日から8日にかけての平成30年7活豪雨により被災したものです。被災箇所につきましては、石寺、釜塚、園の3地区でございます。

なお、復旧工事に着手すべく、査定決定後、事務を進めてきたところで、今月12月6日付で復旧工事に係る着工協議が整いましたので、今後、公共土木施設再開復旧工事とあわせて工事発注を計画しているところで、復旧工法につきましては、ほぼブロック積工法での復旧を計画しております。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご採決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第49号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第49号 土地改良事業の施行について（災害復旧）は、原案の

とおりの可決されました。

日程第6、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第2号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち2名の任期満了に伴い、松田義彦氏及び和田嘉昭氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、同意第2号について説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

意第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所 京都府相楽郡和束町大字白栖小字向山11番地

氏 名 松田義彦

生年月日 昭和27年10月25日

同じく、もう一方につきましては、

住 所 京都府相楽郡和束町大字別所小字奥田 2 番地の 2

氏 名 和田嘉昭

生年月日 昭和 2 9 年 3 月 1 0 日

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページに資料 N o . 2 といたしまして、それぞれの松田様、和田様の略歴書を載せさせていただいております。お目通しいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を求めます。

起立全員です。

したがって、同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 4 1 号 平成 3 0 年度補正予算（第 4 号）、議案第 4 2 号 平成 3 0 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 4 3 号 平成 3 0 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 4 4 号 平成 3 0 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 4 5 号 平成 3 0 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、以上 5 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第41号から議案第45号の提案理由を申し上げます。

議案第41号 平成30年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、災害復旧事業、障害者自立支援事業、相楽東部広域連合負担金、農業者等復興支援事業、人事院勧告に伴う職員人件費並びに町道舗装維持管理事業の見直し等において

議案第42号 平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、事業勘定においては、保険給付費並びに平成29年度国民健康保険療養給付費等国庫負担金の額の確定に伴う返還金について、直営診療施設勘定においては、診療所施設の給水管の引き直し工事費等について

議案第43号 平成30年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、統合簡易水道整備事業、町道山口線拡幅改良事業に伴う水道管布設替え事業、人事院勧告に伴う人件費等において

議案第44号 平成30年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、管渠施設（グライnderポンプ）の修繕費において

議案第45号 平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定における居宅介護サービス給付費並びに高額介護サービス給付費等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案第41号 平成30年度和束町一般会計補正予算

(第4号)の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第41号

平成30年度和束町一般会計補正予算(第4号)

平成30年度和束町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,970万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月20日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

12款分担金及び負担金、7,408万2,000円、122万5,000円、7,530万7,000円。

14款国庫支出金、2億7,828万3,000円、△6,318万1,000円、2億1,510万2,000円。

15款府支出金、1億9,233万8,000円、1,491万1,000円、2億724万9,000円。

17款寄付金、27万1,000円、8万5,000円、35万6,000円。

19款繰越金、7,356万6,000円、1,516万円、8,872万6,000

円。

21 款町債、4 億 2,900 万円、△ 1,220 万円、4 億 1,680 万円。

歳入合計。33 億 2,370 万円、補正額△ 4,400 万円、32 億 7,970 万円
でございます。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款議会費、5,520 万 4,000 円、14 万 8,000 円、5,535 万 2,000
0 円。

2 款総務費、6 億 1,033 万 1,000 円、614 万円、6 億 1,647 万 1,000
0 円。

3 款民生費、6 億 9,034 万 7,000 円、500 万 2,000 円、6 億 9,534
万 9,000 円。

4 款衛生費、4 億 6,160 万 1,000 円、856 万 4,000 円、4 億 7,016
万 5,000 円。

5 款農林業費、1 億 9,188 万円、241 万 6,000 円、1 億 9,429 万 6,000
0 円。

7 款土木費、2 億 9,906 万 7,000 円、△ 1 億 1,287 万円、1 億 8,619
万 7,000 円。

8 款消防費、2 億 1,810 万 1,000 円、60 万円、2 億 1,870 万 1,000
円。

10 款災害復旧費、5,227 万 2,000 円、4,600 万円、9,827 万 2,000
0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更。

起債の目的、補正前：限度額・起債の方法・利率・償還の方法、補正後：限度額・起債の方法・利率・償還の方法の順に説明申し上げます。

門前橋整備事業（過疎対策）、1,440万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる、730万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございますので、省略させていただきます。

続いて、道路拡幅改良事業（過疎対策）、2,930万円、3,670万円。

橋梁補修事業（過疎対策）、1,260万円、1,070万円。

道路舗装維持管理事業（過疎対策）、2,930万円、510万円。

災害復旧事業、3,210万円、4,570万円。

計でございます。補正前1億1,770万円、補正後1億550万円。

続いて、資料No.41、予算に関する説明書で説明を申し上げます。

1ページから4ページにつきましては重複しますので、省略をさせていただきますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

2. 歳入。

なお、主な補正額のみ説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目災害復旧費分担金、補正額122万5,000円でございます。

これにつきましては、1節農林業施設災害復旧費分担金として122万5,000円計上させていただいております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額307万円で
ございます。

これにつきましては、1節社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金で30
7万円の補正額でございます。

同款、同項、3目災害復旧費国庫負担金、補正額2,134万4,000円ござい
ます。

これにつきましては、1節公共土木施設災害復旧費負担金ということで、道路橋り
ょう災害復旧費負担金1,200万6,000円、河川災害復旧費負担金933万8,
000円でございます。

続いて、14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、補正額△8,
812万9,000円でございます。

これにつきましては、3節道路橋りょう費補助金ということで、橋りょう長寿命化
修繕計画補助金が△1,307万5,000円、社会資本整備総合交付金（道路）で
ございますが、△7,505万4,000円となっております。

続きまして、15款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額153
万5,000円でございます。

これにつきましては、1節社会福祉費負担金で障害者自立支援給付費負担金153
万5,000円でございます。

15款府支出金、2項府補助金、4目農林業費府補助金、補正額171万3,00
0円。

1節農業費補助金で167万7,000円。主なものにつきましては、農業者等復
興支援事業費等補助金（宇治茶生産施設）ということで、178万8,000円計上
させていただいております。

同款、同項、9目災害復旧費府補助金、補正額910万円でございます。

1節農林業用施設災害復旧費補助金で910万円計上させていただいております。

15 款府支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金で、補正額 241 万 3,000 円
でございます。

3 節選挙費委託金といたしまして、来年 4 月予定の京都府議会議員選挙委託金で
ございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1,516 万円の補正でございます。

1 節前年度繰越金でございます。

21 款町債、1 項町債、4 目土木債、補正額△2,580 万円でございます。

1 節道路橋りょう債ということで△2,580 万円で、内訳といたしまして、過疎
対策事業債（門前橋整備事業）△710 万円、（道路拡幅改良事業）740 万円、
（橋梁補修事業）△190 万円、（舗装維持管理事業）△2,420 万円ございま
す。

同款、同項、7 目災害復旧費、1,360 万円の補正でございます。

これにつきましては、1 節農林業施設災害復旧債といたしまして 310 万円、2 節
公共土木施設災害復旧債といたしまして 1,050 万円。内訳といたしましては、道
路災害復旧事業債 590 万円、河川災害復旧事業債 460 万円でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 264 万円でございます。

主な内容につきましては、職員の人件費並びに 19 節負担金補助及び交付金という
ことで 178 万円の補正額でございます。これにつきましては、京都府町村会情報セ
ンター負担金ということで、TRY-X 及び財務会計システムに係る Windows
10 移行に伴う外字文字修正対応の費用でございます。

続いて、11 ページ、12 ページをお願いいたします。

2 款総務費、4 項選挙費、5 0 目京都府議会議員選挙費、補正額 2 4 1 万 3, 0 0 0 円でございます。

主なものにつきましては、1 1 節需用費 1 1 1 万 2, 0 0 0 円、選挙に係ります消耗品等でございます。

1 2 節役務費 2 4 万 2, 0 0 0 円、通信運搬費ほかでございます。

1 3 節委託費 2 9 万 2, 0 0 0 円、ポスター掲示場設置委託料でございます。

1 6 節原材料費 4 2 万円、ポスター掲示板等の費用でございます。

続いて、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、6 1 5 万 8, 0 0 0 円の補正額でございます。

主なものといたしまして、2 0 節扶助費 6 1 4 万、障害者自立支援事業に係る部分でございます。

1 3 ページ、1 4 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目保育所費、補正額△ 2 2 6 万 2, 0 0 0 円でございます。

主なものにつきましては、9 月末退職職員に係ります人件費を減額させていただいているものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、5 6 9 万 6, 0 0 0 円の補正でございます。

主なものといたしまして、2 8 節繰出金、下水道事業特別会計繰出金 1 0 1 万 2, 0 0 0 円、簡易水道事業特別会計繰出金 4 6 0 万 5, 0 0 0 円でございます。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目塵芥処理費、2 7 7 万 5, 0 0 0 円の補正でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で、相楽東部広域連合負担金 2 7 7 万 5, 0 0 0 円でございます。

1 5 ページ、1 6 ページをお願いいたします。

5 款農林業費、1 項農業費、4 目茶業振興費、1 7 8 万 8 , 0 0 0 円の補正額でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金ということで、農業者等復興支援事業費等補助金、宇治茶生産施設で1 7 8 万 8 , 0 0 0 円計上させていただいております。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費、補正額は△1 億 1 , 4 0 0 万円でございます。

これにつきましては、1 3 節委託料、橋梁補修設計業務委託料で1 , 5 0 0 万円の減額、1 5 節工事請負費で1 億円の減額、2 2 節補償補填及び賠償金で補償金1 0 0 万円の増額でございます。

7 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費、1 0 0 万円の補正額でございます。

これにつきましては、1 1 節需用費ということで、修繕費1 0 0 万円計上させていただいております。

1 7 ページ、1 8 ページをお願いいたします。

1 0 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費、1 , 4 0 0 万円の補正額でございます。

これにつきましては、1 5 節工事請負費、農業用施設災害復旧工事費として1 , 4 0 0 万円計上させていただいております。

同款、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう施設災害復旧費1 , 8 0 0 万円の補正額でございます。

1 5 節工事請負費で道路橋りょう災害復旧工事費1 , 8 0 0 万円を計上させていただいております。

同款、同項、2 目河川災害復旧費、1 , 4 0 0 万円の補正額でございます。

1 5 節工事請負費で、河川災害復旧工事費として1 , 4 0 0 万円計上させていただいております。

なお、1 9 ページ、2 0 ページにつきましては給与費明細を載せさせていただいて

おります。お目通しのほう、よろしく願いいたします。

なお、特別会計につきましては、それぞれの担当課長から説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

続きまして、私から、議案第42号についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第42号

平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,481万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,745万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,035万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月20日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

4款府支出金、4億7,497万2,000円、2,020万円、4億9,517万2,000円。

7款繰越金、26万7,000円、1,461万4,000円、1,488万1,000円。

歳入合計、6億6,263万6,000円、3,481万4,000円、6億9,745万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

2款保険給付費、4億5,617万6,000円、2,020万円、4億7,637万6,000円。

8款諸支出金、40万3,000円、1,461万4,000円、1,501万7,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.42、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額が2,020万円。

1節普通交付金でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1,461万4,000円の補正でございます。

1節前年度繰越金でございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページでございます。

歳出のほうでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、1,450 万円の補正でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、570 万円の補正。

こちらにつきましても、1 9 節負担金補助及び交付金の補正でございます。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、1,061 万 4,000 円の補正でございます。

2 3 節償還金利子及び割引料で計上しております。なお、こちらにつきましては、平成 29 年度国民健康保険療養給付費等負担金の確定に伴います返還金でございます。

以上でございます。

なお、直営診療施設勘定の補正につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（岡田 勇君）

国保診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、私のほうからは、議案第 42 号の平成 30 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（直営診療施設勘定）につきまして説明させていただきます。

なお、議案の内容につきましては、さきに税住民課長が申し上げましたので、省略させていただきます。

議案書の 3 枚目でございます。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

1. 歳入。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

5 款繰越金、3 3 5 万円、2 8 0 万円、6 1 5 万円。

歳入合計、1 億 7 5 5 万円、2 8 0 万円、1 億 1, 0 3 5 万円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

同様に、1 款総務費、6, 9 3 3 万 7, 0 0 0 円、2 8 0 万円、7, 2 1 3 万 7, 0 0 0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書 No. 4 2 の直営診療施設勘定につきまして説明させていただきます。

総括は省略させていただきます、5 ページ、6 ページでございます。

2. 歳入。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額が 2 8 0 万円でございます。

これにつきましては、1 節前年度繰越金 2 8 0 万円、純繰越金でございます。

めくっていただきまして、歳出のほうでございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費で補正額が 2 8 0 万円。

これにつきましては、主なものとしましては 1 1 節需用費 5 5 万円、光熱水費、そして 1 5 節工事請負費ということで 2 2 0 万円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

説明の途中ですが、ただいまから 1 0 時 4 0 分まで休憩します。

休憩（午前 1 0 時 2 4 分～午前 1 0 時 4 0 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き質疑を続けます。

説明を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第43号、44号についての説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第43号

平成30年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,946万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

2款分担金及び負担金、1項分担金、補正前の額831万2,000円、補正額100万円、計931万2,000円。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額4,818万1,000円、補正額460万5,000円、計5,278万6,000円。

6款繰越金、1項繰越金、補正前の額169万2,000円、補正額279万5,000円、計448万7,000円。

8 款町債、1 項町債、補正前の額 1 億 4,210 万円、補正額△40 万円、計 1 億 4,170 万円。

歳入合計でございます。補正前の額 3 億 2,146 万円、補正額 800 万円、計 3 億 2,946 万円です。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額 5,160 万 6,000 円、補正額 150 万円、計 5,316 万 6,000 円。

2 款施設費、1 項施設費、補正前の額 1 億 7,687 万円、補正額 650 万円、計 1 億 8,337 万円。

歳出合計につきましては、歳入と同額でございます。

おめくりいただきまして、第 2 表 地方債の補正でございます。

変更、起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還金、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明をさせていただきます。

水道施設整備事業、1 億 4,210 万円、証書借入又は証券発行、年 5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後でございます。

限度額 1 億 4,170 万円、起債の方法・利率・償還の方法については、補正前と同様でございます。

それでは、予算に関する説明書 No. 43 をお開きください。

5 ページ、6 ページからの説明とさせていただきます。

歳入でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設費分担金でございます。

工事費分担金として100万円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。

一般会計より460万5,000円でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金でございます。

純繰越金として279万5,000円。

8 款町債、1 項町債、1 目施設債。

水道施設整備事業債として、△40万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきまして主なものとしましては、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

これは人件費でございます。給与会計におきまして改正をさせていただきます。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費。

1 3 節委託料、用地測量委託料として50万円。

1 5 節工事請負費、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設替工事として100万円、統合簡易水道整備工事に対しまして500万円でございます。

なお、給与明細につきましては、後のページにつけておりますので、後、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、

議案第44号

平成30年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万2,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,607万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億5,179万1,000円、補正額101万2,000円、計1億5,280万3,000円。

8款町債、1項町債、補正前の額3千800万円、補正額200万円、計4,000万円でございます。

歳入合計、補正前の額2億2,306万1,000円、補正額301万2,000円、計2億2,607万3,000円。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

2款管理費、1項施設管理費、補正前の額4,255万1,000円、補正額301万2,000円、計4,556万3,000円。

歳出の合計でございます。歳入と同額で、省略させていただきます。

おめくりいただきまして、第2表 地方債の補正。

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後限度額金、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

下水道事業、3,800万円、証書借入又は証券発行、年5%以内(ただし、利率

見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法:政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後の限度額です、4,000万円、起債の方法・利率・償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

それでは、資料No.44をごらんください。

こちらから5ページから説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。101万2,000円。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債。

こちらにつきましては、1節特定環境保全公共下水道事業債でございます。200万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

2款施設費、1項施設管理費、2目管渠管理費でございます。

11節需用費の修繕費でございます。マンホールポンプの修繕2カ所を計画しております。

以上、議案第43号、44号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長(岡田 勇君)

福祉課長。

○福祉課長(北 広光君)

私のほうからは、議案第45号について説明させていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第45号

平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,686万5,000円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順番に説明させていただきます。

1款保険料、1億2,556万9,000円、△51万3,000円、1億2,505万6,000円。

3款国庫支出金、1億4,797万5,000円、238万円、1億5,035万5,000円。

4款支払基金交付金、1億6,146万5,000円、61万円、1億6,207万5,000円。

5款府支出金、9,155万6,000円、29万1,000円、9,184万7,000円。

7款繰入金、8,513万8,000円、44万1,000円、8,557万9,000

0円。

歳入合計、6億3,365万6,000円、320万9,000円、6億3,686万5,000円。

1枚めくっていただきまして、歳出でございます。

2款保険給付費、5億7,384万9,000円、168万6,000円、5億7,553万5,000円。

4款地域支援事業費、3,487万4,000円、152万3,000円、3,639万7,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、続きまして、予算に関する説明書、資料No.45をお願いいたします。

1から4ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

5ページをお開きください。

歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額△51万3,000円。

これにつきましては、現年度の特別徴収保険料が△31万9,000円、現年度分の普通徴収保険料が△19万4,000円でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（総合事業）、補正額143万3,000円。

これにつきましては、現年度分の地域支援事業交付金で143万3,000円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額760万円。

これにつきましては、在宅介護のサービスに係る負担金で、19節負担金補助及び

交付金として760万円でございます。

同款、同項、3目地域密着型介護サービス給付費、補正額△150万円。

これにつきましては、地域密着型の小規模事業所によるサービス給付費の減額でございます。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、△300万円。

これにつきましては、特養などの施設介護サービス費に係る負担金でございます。

同款、同項、9目居宅介護サービス計画給付費、220万円。

これにつきましては、介護サービス計画の作成に係るケアマネジャーの費用となっております。

同款、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、△500万円。

これにつきましては、要支援認定を受けられた方の在宅サービスに係るものでございまして、この金額の一部につきましては、地域支援事業の総合事業のほうに移っております。

おめくりいただきまして、同款、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額100万円。

これにつきましては、1カ月の限度額を超えた分についてのサービス費の払い戻しに係る負担金ということで、100万円計上させていただいております。

めくっていただきまして、4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業、10目認知症初期集中支援推進事業、補正額15万円。

これにつきましては、複数の専門家等による家庭での訴え等による認知症が疑われる人などに、初期に集中してサポートを行う事業でございまして、笠置町、南山城村と3町村で相楽東部広域連合に委託をしている事業でございます。

同款、同項、11目在宅医療・介護連携推進事業、補正額79万5,000円。

これにつきましては、医療と介護両方必要になる高齢者の住みなれた地域で暮らし続けられるよう一体的に提供するため、医療機関と介護サービス事業者、また福祉事

業者などの関係者と連携を推進し、また、カフェなどで情報提供とかをしたり、啓発したりするための事業で、相楽5市町村と相楽医師会との間で委託をするための委託料でございます。

私につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

おはようございます。

それでは、補正予算について審議させていただきます。

まず、一般会計の11ページ、戸籍住民登録費に関連しまして、前回の委員会でも若干取り上げさせていただきましたけども、いわゆる自衛隊への個人情報の提供について、その後の動きも踏まえて少しお聞きしておきたいと思います。

まず、先日の委員会でも明らかになりましたように、11月に新聞報道がありました、いわゆる自衛隊のほうから依頼があった18歳などの個人情報について、名簿で提供していたということが明らかになりました。

その後ですね、新聞報道がありまして、これは12月3日の報道なんですけども、町村会長も務めておられます井手町の汐見町長が、この問題について京都府から要請があったということを明かされて、信頼できる京都府からの要請なので問題はないというふうに思っていたというようなコメントも出されておりますけども、その辺は町長も同じ認識を共有されているということでよろしいかをお聞きしておきたいのと、いずれにしてもですね、先日の委員会での議論も含めて多くの自治体が慎重な対応をしているということや、また、専門家からのいわゆる違法ではないかといった、そういう懸念も示されているような案件でありますので、最低限、やはり当面はこういっ

た提供は注視するということが今後必要だと思いますけども、それも含めて町長のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この件につきましては、国のほうから、まずは京都府に要請があります。そして、京都府から各自治体に協力要請といいますか、今、各自治体に要請があると思います。

和東町が所属しておりますのは、城南戸籍協議会、これは井手町も入っていただいておりますわけなんですけども、そういったところで慎重な協議をしてやっていました。

そういう中では、京都府から要請があるんだから、だから城南戸籍で慎重な協議もしてきたわけです。そういう指摘されていることは、城南戸籍に加入しているといえますか、協議会のところだろうというように私は認識しております。

今後においては、そういう経緯がありますので、その経緯を踏まえて、その協議会、また近隣の市町村とも十分な連携を深めながら検討もしていきたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いろいろ言われましたけども、中止するとはまだ言われてないと思うんですね。

これは個人情報、しかも氏名、年齢、住所、性別といった最も重要な個人情報の4情報とも言われてますけども、こういったものを本人の同意もなく名簿にして提供していたというのは、これは大変大きな問題だというふうに思うんですね。

税住民課長に確認したいんですけども、こういった個人情報の提供というのは、そういった依頼があったら必ずしなければならない義務規程なのか、それとも自治体の

判断で断ることも任意といいますか、要望規程なのかですね、その辺だけ確認しておきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、先日の委員会でも答弁させていただいておりましたが、根拠としている法令等ですが、自衛隊法の97条第1項なり施行令第120条等々でございます。

自衛隊法施行令第120条で規定されております事務につきましては、地方自治法施行令及び同法別表第1で規定されております法定受託事務であるということで規定されております。

法定受託事務につきましては、国が本来果たす役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律またはこれに基づく政令に特に定めるもので、法律・政令により事務処理が義務づけられているということでございます。

この紙媒体の提供というのが平成26年度からで、その際に、こういった判断をして紙媒体での提供を行ったところでございます。それ以降、この考え方を踏襲してきているというところでございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今の課長の話だと、自衛隊にこういった形で、いわゆる紙媒体で名簿にして、特定の年齢層の氏名や年齢や性別や住所の個人情報をも本人の同意もなく提供することが義務なんだということですか。

自衛隊法施行令第120条って言われましたけど、これをそのまま読んでみますと、

防衛大臣は、「自衛官の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対して必要な方法、または資料の提出を求めることができる」と言われたんですよ。例えば、自治体はそれに応じなければならないというような規定の何もありませんよ。

先日の委員会では、たしか義務ではないと言われましたよね、そのときの答弁では。義務だったら、なぜ判断が分かれるんですか。

要は、京都府内でも18市町は閲覧にとどめてるんですよ。なのに、和束町の見解としては、これは義務だと、提供するのは。これはおかしいんじゃないですか。提出を求めることができるということだけしか書いてないんですよ。それを依頼されたら必ず出さなければならないというわけですか。そういう事務なんですか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

答弁が不十分で申しわけございませんでした。

まず、自衛隊法施行令につきましては、岡本議員がおっしゃるとおりの条文となっておりますが、地方自治法施行令で法定受託事務というのが規定されております。その別表第1の中に、この自衛隊法施行令第120条に係る部分がのっております。これは情報の提供ということになります。

あと、済みません。紙媒体での提供につきましては、平成26年に総務省の見解が出ておまして、提供する情報、適例者情報とありますが、この提供は法定受託事務であって、住民基本台帳の閲覧によらずに、紙媒体等での情報の提供を受けても、住民基本台帳法との関係において問題ないとの見解が総務省のほうから示されておるということでございます。

先日の委員会で平成26年の判断のところまで私は調べ切れておりませんでしたの

で、不十分な答弁となったことはおわび申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

これは国会の答弁でも当時の片山総務大臣が答弁しているんですけども、「依頼に応じるところは出す、応じたくないところは出さない、こういう法律関係だと思います」というふうになっておりますよ。

だから、要は、応じるか応じないかは自治体の判断であって、義務ではないということなんです。だから、全国で半数以上の自治体は、いわゆる閲覧にとどめているんですよね。これがもし義務だったらね、そうならないでしょう、いいか悪いかは別にして。勝手に和東町が法の趣旨を曲げて、勝手に義務だというように思い込んで提供しているだけじゃないかというふうに思うんですよね。

それですね、もう1つ聞きたいのは、先ほど施行令の中に、いわゆる必要な報告、または資料の提出を求めることができるということの、この「必要な報告、または資料の提出を求めることができる」としか書いてないんですね。例えば、それはいわゆる今、言われたように、適例者名簿であるというものであるというふうには何も書いてないんです、これは。いわゆる報告または資料の提出を求めることができるとしか書いてないんです。

でも、今回、あなたたちがやられているのは、具体的な氏名であり、住所であり、性別であり、年齢であるという個人情報であり、しかも18歳や22歳という具体的な年齢であり、しかもそれを紙ベースにして名簿にするということで、そこまでしているんですよ。

そんなことができるような根拠はどこにあるんですか。なぜ、これだけの施行令の規定だけでそこまでの情報が必要だというふうに判断されたんですか。そういう紙ベースで出さなけりゃならないという判断をされたんですか。閲覧であっても、それは

自衛隊が独自にやれば情報は得られるわけですから、それを拒むことはできないかもしれないけれども、和束町が自治体としてそこまでするといって、そこまで丁寧に対応しなければならない義務規程というのはどこにあるんですか。

それを1つ課長にお聞きしておきたいのと、もう1つですね、個人情報保護の関係なんですね。

基本的に個人情報保護法や条例においては、本人の同意なくしてそういった個人情報は開示できないといっているんです、原則は。実際に、どういう場合にできるのかといった場合には、いわゆる法令に基づく場合、生命・体または財産保護のため、公衆衛生上の児童健全育成の推進、国の機関・地方公共団体の委託を受けたものが法令を定める事務に協力する必要がある場合、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときとか、いわゆるかなり限られたときしか出せないんですね、本人の同意なくして。

これは明らかに義務ではないんですよ。義務だったらみんな出すんですよ、義務なんだから。なのに出してないでしょう。京都府内でも出してるのは8市町村ですよ。おかしいでしょう。義務なのになぜ出さないのか。それは和束町が、さっきも言ったように、法を曲げて勝手に判断して、京都府から言われたから、信頼できるから出してもいいだろうというだけの判断で出したのにすぎないんですよ。そういうことでは、法とかは関係なくですね、個人情報保護の規定にも反して勝手にそういうものを名簿にして出してるということじゃないんですか。これは明らかに、個人情報保護条例の違反じゃないんですか。どうなんですか。

さっきも言いましたように、これだけ具体的な情報を出さなくちゃいけないという義務規程ってどこにあるんですか。教えてください。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、情報の提供、閲覧か紙媒体の提供かは別にしまして、情報の提供につきましては、先ほども言いましたように、法定受託事務であるというのが自衛隊法の施行令なり地方自治法のほうで定められているというところでございます。

紙媒体の提供ということでございますが、まず、平成26年に、自衛隊また防衛大臣のほうから、紙媒体での提供をお願いしたいということで依頼があり、それは京都府を通じて、京都府からも協力してほしいという依頼がございまして、先ほども言いましたように、総務省の見解等を勘案して、紙媒体での提供を判断したというところでございます。

あと、本人の同意の関係でございますが、国または地方公共団体への提供については本人の同意は必要でないという判断をしております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

国や地方公共団体からの依頼であつたら絶対出さなくちゃいけないということになってないでしょう。国から言われたら何でも出さなくちゃいけないということじゃないと思うんですよね、個人情報保護法の趣旨というのは。基本的に出さないんですよ、原則としては。

今、言われたのは間違っていると思います。国からそういう依頼があつたから出さなくちゃいけないというもんじゃないということなんです。条件をクリアしたときになるんです。今は一列に出してみたいな言い方をされてますよね、国から言われたら。それは絶対違うと思うんですよね。

先ほどから私は、そういったことをしなければならぬ義務規程はどこにあるんかって聞いているんですよ。1つも答えてないんですよ。

いわゆるその情報や問題というのはどういう中身かって。例えば、紙媒体を渡すに

しても、個別の名前から、年齢から、住所から、性別から全部そういったものを一覧表にして名簿として渡さなくちゃいけないというような規定はどこにあるんかって聞いているんですよ。

例えば、18歳の年齢は何人ですとか、22歳は何人ですとか、こういう傾向がありますとかいうぐらいというのが一般的な報告や資料の中身と言われているんですよ。それをあなたは自衛隊の依頼をうのみにしてですよ、本人の同意もなく勝手に個人情報を提供しているというのは絶対に許されないことだと思うんですよ、町長。

ですから、もし義務であるんだったら、さっきから言ってますように、何でこんな対応が分かれるんかということなんですよ。しかも、このような措置をとっているのは少数ですよ、義務の割に。そういうことからですね、町長、先ほどね、もう少し城南戸籍というところで検討・研究して云々て言われましたけど、これは法違反ですよ。直ちに中止してから検討してください、そういうことはね。ずっとそんなおそれがあることをやりながら、違法状態を続けながら検討するなんてあり得ないです。ですので、直ちにこれは当面中止して、ほかの多くの方にちゃんとやっているような閲覧対応というのを私はしていただきたいというように思いますので、これは強く要望しておきたいと思います。後で答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、戸籍に対して、また国のほうにはいわゆる法律ですね、自衛隊法も法律ですか、そういう中で、事務の提供というのは地方自治体に課せられた法的な内容であるわけですね。それに基づいて従来から資料を口頭にしろいずれにせよ提供はしてきたと、こういうことであります。

これについては法律で何ら問題になるものではないと、先ほど課長が答弁しており

ました。ただ1つ問題とされておりますのは、紙媒体を使ってやると、こういうこと
であります。その紙媒体というところについては非常に手段が拡大になったわけであ
ります。だから、これは違法か違法でないかと、こういうことじゃなしに、こういっ
たことが適当か適当でないかというところであると思います。

いわゆる法律で事ができるということですがけれども、事ができる行使は国がとりま
した。その事ができることについて、媒体、そういった提供を求めてきました。そし
て、それによって京都府は要請してきました。和束町はそうした拡大に向けての手法、
これは違法じゃないですけども、こうしたことについては慎重ということで、1町で
判断はせずしてですね、やはり私も前に答弁させていただきましたように、これだけ
災害が起こってくる異常な中で、自衛隊に係る大きな今までの活動というのは、非常
に大事なところがあるわけであります。

そういう観点から、日ごろから自衛隊の委託事務としては、いろいろと募集案内も
かけたり、募集に係る事務はやっているわけですから、その拡大の係るところについ
ては、さっき紙媒体というところではやっぱり慎重にしようということで、1町では
なしに城南戸籍協議会の中で十分慎重審議して、そしてやっていこうと。その中で、
やはり汐見町長も言ってますように、京都府からも非常に要請がある。汐見町長の話
を新聞で紹介しますと、京都府が頼んでいるんだからというところが入っていたんで
すが、しかし、それはそれとして、協議会で十分慎重に審議し、この拡大までしてい
っても、自衛隊の日ごろの活動からしてですね、防災とか、そういった災害救助は大
事だという観点から構成団体はとったと、こういうことであります。

先ほど私も答弁しましたように、今後についてはそういう経緯がありますので、そ
の経緯を含めて十分内部審議しながら、今、岡本議員からいただいた内容もあります
ので、そういった内容も含めて、関係町村とも協議会のほうもまた協議の中には入れ
ていきたい。そういうことで判断していきたい、こういうことありますので、ひと
つご理解のほうをよろしくお願いいたします。

もう1つ、違法と言われましたけど、違法ではないんですね。ここははっきりしておきたいと思います。

違法というのは、そしたらどこに抵触するんですかと、こういうことになるんです。国が求めてきたんですから、事ができる法律を行使したんですね。行使した以上は、それを受けなきゃならない。受けていく中での委託の内部が広がったんです。本質的にその手法まで否定はしてないわけですから、その委託事務には自衛隊の募集に応じなけりゃならないわけですから、その範囲内でやってるということでありまして。そういうことから、違法というところではいかないと、このように理解しております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

さっきから言っていますように、これは応じなければならない事務じゃないんです。義務じゃないんですからね。義務じゃないことなのに個人情報勝手に提供するのは違法だと言っているんですよ。義務じゃないんですよ、これは。

もうこの問題はこれで最後にしますが、先ほど京都府から依頼があったからというね、京都府から依頼があったら何でも受けるんですか、町長は。そういう問題ですよ。法律とか云々よりも京都府から依頼があったからやりましたというのが根拠になってますよね、自衛隊は災害救助で頑張っているから。じゃあ、警察はどうなんですか。救急はどうなんですか。自衛隊の皆さんは国家公務員ですよ。皆さんと同じなんですよ、身分は。災害があったときに頑張っておられるのは確かですけども、それは仕事でやっておられるんです。何らとりたてて自衛隊だけを感謝したりとかする対象ではないと思うんですよ。ボランティアでされているのと違うんですよ。要請があった仕事として行っておられるんですよ。なぜ自衛隊だけ取り上げてね、だから頑張っておられるから名簿提供せなあかん、こんな理屈どこにありますか。そんなおかしい特別扱いということを根拠に、いわゆる18歳や22歳の若い方の個人情報を原則

は出してはならないものを、本人の同意なしで、それをわざわざ名簿化までしてやっていること自身がですね、実際にやっているのは少数なわけですから、直ちにそういったことは中止にさせていただいて、閲覧のみの対応で、これは認められているわけですから仕方ありませんけども、そういう対応にぜひ早急にとどめていただきたいと思いますので、何ら根拠も示さずにそういうことをされていること自身が違法だということ強く言っておきたいというように思います。

次にですね、総務の関係で、交通安全対策費の関係で路線バスのＩＣカード乗車券というのが３万９，０００円上がっておりますけども、これについて説明をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

前回１１月の委員会でもお話をさせてもらいましたが、この３万９，０００円につきましては、平成３０年１１月１６日現在で既に当初予算でお願いしておりました１２人分全て交付をさせていただいております。

来年３月までの必要相当数と思われる分、今回、補正予算として計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩します。

休憩（午前１１時２７分～午後１時３０分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

済みません、午前中の最後にいわゆる I C カードの関係について、バスの関係ですけども、答弁いただきましたけども、町長に、これ自身は以前からも I C カード 5,000 円分だけじゃなくて、いわゆるより踏み込んだ免許返納対策も含めましてですね、一定踏み込んだ対策をぜひとも今後考えていただきたいということを言ってるわけですけども、その辺、町長のお考えをここで一応答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これは前から答えさせていただいておりますが、やはり利便を図るというのは非常に重要なことであります。そうしたことが、先ほど絶対的なそのものの存続という、いろんなうちの交通体系の存続という大きな課題も抱えておりますので、総務課長からも答弁がありましたように、全体的に見据えながら、いい方向でできることは、できる方向で努力していきたいと、こういうように思っているところであります。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今後、いわゆる高齢者の方の免許返納の動きというのは一定ふえていくことは考えられます。そういう中で、免許返納した場合に、やはり交通の手段が基本的に失われていくということになりますので、以前、奈良交通のバスへの補助も含めてお話をいただいていたわけですけども、また、具体化いただきたいというふうに思います。

次に、13 ページの衛生費の関係で、塵芥処理費の関係なんですけども、きょう、冒頭に町長のほうから、クリーンセンターの方向性について一定お話がございました。

これは連合議会のほうでも正式にお話があったわけで、また、新聞報道もありました。

それです、クリーンセンターの運営そのものは連合の議題ではあるんですけども、いわゆるごみ収集の関係につきましては、町のほうで事務をしていただいております。やはり今後、クリーンセンターが休止し、また民間委託という方向が進んでいけばですね、実際、今の出しているごみがどういうふうになっていくのかということが住民の方の関心事にもなってくるというふうに思います。一定、民間委託の決定などの段取りというのは必要とは思いますが、今後、町民の皆さんにクリーンセンターの今後の方向性、また、それに伴う対応について、どのような形で説明であるとか周知のほうをされていくのか、その辺、担当課はどのようにお考えですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

収集につきましても東部のほうでやっていただいております、東部と詰めさせていただきますのは、収集カレンダーの日程調整というところの事務でございます。あとは分担金ということで、請求に従いましてお金をお支払いしているという状態でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

町長にもう一度確認もし、お聞きしておきたいんですけども、やはり住民の方の関心でいえば、毎日のごみ出しがどうなるかということが大変大事になってくると思うんですけども、以前にも一応確認はさせてもらいましたけども、今回、正式にそういった方向性を出されたこともありますので、今、カレンダーの日程調整のほうをされているという話ですけども、基本的に、今の収集のカレンダーというのは踏襲されて、

変更なくされていくということで、もう一度確認の答弁をいただきたいというふうに思いますのと、それから、もう1点、これも確認なんですけども、この間、いわゆる町内の中で粗大ごみの扱いにいろいろなお話が出ているということがあるようです。

具体的に言いますと、有料化になるんじゃないかといううわさといいますか、話がありまして、私も町内を歩いておりますと、何カ月か前ですけども、そういう話を聞いたことがあるんです。そのときはそんな話は一つも聞いてませんからということでお返しはしてたんですけども、ただ、結構確信的に言われるんですよ。だから、来年4月からそうなるみたいな形で結構団体的に言われていたので、そういう動きがあるんだろうかという疑問を感じたんですけども、そういった動きが実際あるのかどうかも含めてですね、やはり誤った情報がひとり歩きして流れていくとよろしくないと思いますので、こういう公式の場で、あるのであればある、ないのであればないということをはっきり答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

現在のところ有料化という形では何もございません。

今回上げさせていただきました補正予算につきましても、粗大ごみのほうは量がふえまして、粗大ごみの運搬、計量した分で各市町村振り分けするんですけど、和東町から出てくる粗大ごみが多かったということで今回の補正予算になっております。

今ありましたように、来年4月から有料化ということはございませんけども、収集日以外の日で、焼却場のほうで粗大ごみをお受けするんですね。そういった場合は持ち込みごみということでお金をいただいておると。ですから、指定以外に出されて、個人的に持っていかれる方については、お金をいただくというような形でとっておりますの、そのあたりがもしかしたらごっちゃになっているのかなというふうに思っ

おりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

1点目でございます。収集に関してでございますが、基本的には、処分の仕方とい
いますか、施設でやる方法が変わるもので、収集については、カレンダーで住民の皆
さんにご案内をさせていただいておるわけで、基本的には、その内容が大きく変わる
というふうに思っておりません。これからプロポーザルを受けてどういう提案になっ
ていくのか、もう少し微調整の中で変わる場合があるかも知れませんが、 Calendar
でもって収集をさせていただくということですので、だから、今から、住民にもつ
と説明をといるところであるんですが、余り影響ないところに今まで説明してないも
んですから、そういうものは基本的には変わらないと、こういったご理解をいただき
たいと思います。

変わらないと言い切るよりも微調整である部分ではありますが、基本的には変わらな
いということをご理解いただきたいと思います。

2点目ですが、今、課長から答弁がありました。基本的には和束町で収集している
分と、先ほどもありましたように、業者が直接場所へ持って行かれます。持って行か
れる場合は、これは看貫ではかりまして、収入を従来からいただいておりますので、
これは別です。

今のご質問は、一般収集業務について言っておられることだと思いますので、それ
については、今、私どものほうでも議論はしておりませんし、議会のほうとも、そう
いう方向を示させてもらったことがないと思います。だから、今、そうして質問が出
てくるところは、どこから出てくるのか、私どもが知っている範囲じゃないんですけ
ども、正直なところ、私どもの内部の会議においてもそんな議論はしておりません。

周囲で利用料をとっておられるということで、ふえるんじゃないかという議論は議

会の中でもあったように思いますが、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、とりあえず一般の収集方法についても基本的に変更はないということでした。

あと、粗大ごみのこと、私もこれがどこから来ているのかよくわからないんですけどね、かなり断定的に言われる向きがありましたので、どこかでそういう議論でもされているんだろうかというようにちょっと疑問に感じたので、そこははっきりとないということですので、そこはしっかり確認をしておきたいというふうに思います。

次にですね、保育所費の関係で1つお聞きしておきたいんですけども、来年度に向けていろいろ保育所の体制等も検討されていることだと思うんですけども、いわゆる時間延長について以前から保育所のほうとしての体制が整い次第、特に夕方の延長についてはやっていきたいという意向は示してもらっていたんですけども、なかなか保育士さんの確保が難しいということで具体化されておきませんが、その辺についての見通しはいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えします。

来年度31年度に向けて、町のほうで採用試験のほうをしていただきまして、この間の日曜日ですかね、2次の面接試験も終わったと聞いております。それに向けまして人員配置のほうも来年度4月1日以降はできるかと思っておりますので、今、園長ともども保育園とそちらのほうについても研究・調査、また検討のほうをしているところでございますので、今この段階で何時までの延長をすとか、いつからするというのは

はっきりと申し上げられませんが、それについての準備については着々と今のところ進めているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ具体的に時間延長というのが実現できますように検討のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、介護保険の関係で一つ課長にお伺いしたいんですけども、10月からいわゆるホームヘルパーの利用についての制限と申しますか、そういった趣旨の法改正が実施をされております。それで、実際、現場のほうでこのホームヘルプサービスの利用についてどのように、今、取り扱いがされているのか、その辺をまず説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えします。

ヘルパーにつきましては、介護保険の制度の中でまず事業計画を立てていただきますケアマネジャーさんというのが1カ月間のサービスの利用の計画を立てていただきます。それに基づいてサービスを提供しているわけなんですけど、おっしゃられますとおり、10月からの法改正で1カ月の上限というのが設けられました。ただ、それ以上使ってはいけないというのではなく、それ以上使われる場合については、ケア会議等で諮っていきながら、それが実際に適正であるかどうかと見た中で、町として一定許可を出してその分を使っていただくということになりますので、必ずしもその上限で制限してしまうというものではございません。

現在ですけれども、今のところ10月利用で翌月中にそのサービスの報告をすると

いうふうになっておりまして、もう既に3件ほどいただいている分があります。その3件につきましては、うちのほうで審査した結果、適正であるということで、そのまま利用のほうを続けていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

まだ法改正自身が始まったばかりということで、まだ件数的にも少ないとは思いますが、ただ、やはりヘルプサービスについては在宅での高齢者の方の生活を支えるという意味では大変重要なサービスになっております。そこに一定の制限がもし設けられてですね、これまでよりもサービスが受けられないという状況になりますと、やはり介護保険の趣旨にも反してくるということにもなりますので、今のところは、一定、これまでどおりの判断でしていただいているという話なんですけれども、今後ともですね、やはりその方にとって必要なサービスというものが法によって制限されるということがないように、その辺については取り扱っていただきたいと思うんですけれども、その辺もう一度答弁いただけますか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えします。

うちのほうでは、地域包括支援センターの職員中心に地域ケア会議というのを持っておりまして、そこで要介護者の人の実際の介護度だけではなく、実際の体の状態とかも担当ケアマネジャーさんに聞き取りまして、そこでサービスが適正であるかないのかということとかも見させていただいておりますので、今のところ法改正で上制限というのは出てはいますが、必ずしもそこでとめるというものでもございませんので、

そのところにつきましては、要介護者の方の家庭状況なり体の状態ですね、そのことを十分見させていただいた中で、適正な給付のほうに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

資料No.43の8ページをお願いしたいと思います。

いつも町道山口線の拡幅工事につきましては、非常にご尽力いただいておりますことに対してお礼申し上げたいと思います。

特に建設課長さんにお伺いしたいと思うんですけど、今、カルバートを入れていただいて、水道の本線を仮でひっばっていただいておりますわけなんですけれども、その中の1軒の方なんですけども、朝早く出勤されます。時間帯でいえば6時ごろには家を出られるというふうにおっしゃっております。現在、仮設の水路、水をひいていただいているわけなんですけども、その本線が凍って、現在のところ2回断水をしたと。朝、お茶も飲めず、顔を洗えず、歯も磨けず出ていったというようなことを聞きまして、今こうやって予算を上げていただいて、これから工事請負費という形で請負事業をしていただくわけなんですけども、今後の計画ですね、その辺をお伺いしたいのと、凍らないようにはどのようにお考えいただいているのか、その辺、についてご答弁いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

山口線につきましてはの工期ですけども、現段階では2月中旬をめどにということで

事業を進めているところでございますけども、先般の委員会でも若干説明させていただきましたとおり、ちょっと現場に変更が生じる可能性が出てきているということで、これが出てきますと、若干、工事期間が延びるということで、ことしの冬中というような思いではおります。3月の初旬が半ばぐらいまでということになると思います。

凍結の件ですけども、うちのほうに、済みません、一つもそういう連絡が入っておりませんので、今のところ確認はしておりません。

ただ、冬場の工事ですので、ある一定の保温の指示はしています。それで足りない場合については、もう少し新たな方法も検討させていただき、もしくは、若干無駄な話になりますけども、水滴程度で夜間、水を通していただくというような対応をしていただくことにつきましては、個々の方と協議させていただきということでご理解願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

私もバケツでさきに水をくんでおくとか、自分の自己防衛というものを考えてやっていただくようにはお願いしてたんですけど、朝起きてみて忘れて、以外と寒かって出えへんかったと、こういうことも多々起こってくることも予想されます。これから暖かくなるんじゃなくて寒くなってきますのでね、特に朝方凍結するおそれが非常に多うございますので、防護材というものを巻いてはいただいているんですけども、その辺のことについてもう一度、近くの方とお話をいただいて、円満にご理解、ご了解をいただきますようお願いをさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それと、次にですね、一般会計の中で、17ページです。

災害対策費の中で、多分、木造住宅の耐震の問題だと思うんですけども、文章的に、国のほうの予算で住宅建物安全ストック形成事業という項目で上がっているんですけども、これは耐震改修事業とどのような形で分けておられるのか、その辺について事業説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

今回の12月補正でお願いしておりますのは、去ることしの6月にありました大阪北部地震を受けまして、京都府のほうで民間のブロック塀の緊急安全対策支援事業という予算ができました。これにつきましては、京都府が4分の1の負担、また町村が4分の1の負担、国のほうが2分の1を負担するというので、予算上60万円という形で上げさせてもらっておりますが、4件分。例えば、通学路の途中でブロック塀が危ないということで、個人が改修される場合ですね、最大15万円の補助金を出すという制度がございます。その補助制度につきましては、和東町も今回の予算が通りましたら要綱等を整理して、一定、希望のある方に対して交付をさせていただこうというための予算でございます。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

そうするとですね、私も記憶は新しく持っているわけなんですけれども、和東町におきましても、地震等で来た場合に倒壊するというような件数が4件ほどあるとおっしゃいましたけれども、これについてはこちらのほうからアプローチをかけて更新をするということじゃなくて、所有者の方からの要望に基づいて行うという事業なんですか、どちらなんですか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

ブロック塀につきましては、建築基準法で一定規定が定められております。その規定を超えた、違法じゃないですけども、一定危険なブロック塀につきましては、個人が役場のほうに相談をされて、改修をしたいという内容で報告を受ければ、それに基づいて和東町が一定支援をさせていただくという制度でございます。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、1点だけ。一般会計の14ページなんですけども、墓地整備事業補助金ということで5万8,000円と少額ではありますが、どのような事業を指しておられるのか説明願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

墓地整備につきましては、従前も区長さんから要望がございましたら、現場的に墓地の整備事業補助金の目的に合致すれば出させていただいているものでございまして、これを白栖区のほうの墓地の横の木があるということで、その立ち木を伐採するための補助金でございます。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

わかりました。

それとですね、墓地というものは、園区も小学校の横に埋葬墓地がございます。それは町持ち物ということで区が管理をしております。区長のほうから要望事項として以前から上がっていると思うんですが、その埋葬墓地へ入る道、そこが要するに下が削られて空洞になっていると。今、そこを子供が通学路として使っております。だから、その辺もやはり墓地関係の事業として整備をお願いできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この事業の補助金につきましては、事業主体が区でやっていただいております。こちらから主導的というんですかね、指針としてこちらが発注した工事ではなくて、区のほうで工事をやっていただくものにつきましてですね、その事業費の半額もしくは50万円、最高額までということで、2分の1の補助金を出させていただくということでございます。

もし、そういう形で地のほうの道を直していきたいということで、区のほうがそういった形で考えていただくのであればですね、そのあたりまたご協議いただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

わかりました。それでは、一応、見ていただいて合致すれば半分まで補助がいただけるということですね。わかりました。また、区長にお伝えしておきます。

ありがとうございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

13ページの児童福祉総務費の中で、今回、簡易児童遊園の遊具撤去工事として43万6,000円が計上されておりますけども、この説明をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えします。

これにつきましては、石寺区内桶売1番地にあります児童遊園になります。これにつきましては、もともと設置が、うちのほうに設置されているというのと、石寺区のほうから、近年、子供さんの利用が全然ないというのと、地権者さんからそろそろ返してほしいという話が秋ぐらいにあったということで、区の役員さんのほうでご相談されて、地権者さんのほうにお返しするというので町のほうに相談がありまして、遊具につきましては、町で設置させていただいているものでありますので、それを撤去させていただくということで、今回、予算計上させていただきました。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回は石寺区における民地への遊園を撤去することなんですけども、いわゆる町内で子供さんの数が減っていくという中で、ほかの各行政区の中でも、かつてあった簡易遊園等が、遊具の撤去であるとか、いろんな形で姿を消していくような状況が続いているんですけども、ただ、やはりお子さんとか、また、お子さんを持つご家庭の方から聞いてみますと、やはり一定そういう遊び場所であるとかいうものがなかなかあるようでないと、町内のほうはですね。運動公園のいわゆる昔からあった遊具

等もあるんですけども、この間、やはり外からの観光も含めてお子さんを連れてこられる、そういった方もふえてきているというふうに思うんですよね。それで、やはり今後、お子さんだけではないんですけども、いろんな方がそこで憩えたりとか、また、遊んだりとかいうことができるような一定のそういう遊具等も備えた遊園等の整備というのも今後必要になっているんじゃないかと思うんですけども、町長、その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

いわゆる子供の遊び場ということで、遊園地内で親子のふれあいとか大事だということで、これは和東町としては早くから取り組んでまいりました。

この取り組み方には二つありまして、一つは、皆さん方で主体的に設置していただく中で、区と協議をして設置してきた経緯がありますのと、町が直営でやらせてもらっているものがあります。そういう中で、今、言われたように、いずれのほうでも充実させていこうということで、これは大事だというふうに位置づけて進めてまいりました。

ところが、当初には積極的に進めるほうがあったものですから、民地のほうにも借りられたということでやられた。そのところが、今、公共用地に移転したときもあるんですが、今回のように、どけなきゃならない問題も出てくるわけです。これは過去の設置の仕方にいろいろあったんでしょうけども、それでどうかやなしに、今、岡本議員が言われますように、やはり子育て設備というのは大事なことでありますので、これについては非常に今後も関心を持ちつつ計画的に、そして地元とも協議を進めてやっていくということで考えていきたいと思っております。

何でも「やめとこ」「やめとこ」と、こういう方法はとらないで、やっぱり大事にして考えていきたいというように思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろん子育ての方だけではないんですけども、例えば、京田辺市の市役所周辺に体育館とかプールとか、それから、それに伴ういろんな公園スペースがあるんですけども、もちろん遊具も一定充実している部分もあるんですけども、高齢者の皆さんも含めて健康づくりであるとかストレッチも含めて、そういったことができるような器具とかも置いてあるんですね。そこでいろいろと体づくりをしたりとかいうことも一方でされているというようなことも聞いております。ですので、子供さんだけの問題ではないんですけども、いろんな方が利用できるような、そういう公園というのも今後ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

次に、15ページの土木費の関係で道路新設改良費のところで大きな減額になっておりますけども、これはいろいろ項目が出ておるんですけども、具体的にはどの工事に対する減額なのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

土木費の道路改良費の減額でございます。これにつきましては、当初予算を組む段階では、満額で組ませていただいております。例年ですと補正等もございまして、若干のずれはあるんですけども、ここ数年大きな災害が発生したりとかいうことで、お金の補正とかがない状況になって額が確定しましたので、減額をさせていただいたということでございます。

個別にいきますと、門前橋の落橋の関係の部分が1点、それから山口線の改良の関係が1点、それから橋りょうの長寿命化の調査の関係を合わせてこの減額になってお

ります。

当初では2億円ほど予算要求しておるんですけども、実際についてきたのは1億円弱のお金になっておりますので、この減額になりました。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

一定、事業の内容の確定ということで、予算の確定を受けて減額ということで確認しておきたいと思います。

それで、これは町道ではなく府道の関係になるんですけども、特にこの間、住民の方からよく触れられるというのは、もちろんトンネルのこともあるんですけども、むしろ今、いわゆる瓶原大橋から井平尾のほうの部分というのが長きにわたって工事がされてないということで、結局あれはどうなったのかということをよく耳にするんですね。

11月ぐらいに京都府のほうにたまたま要望で行くことがありまして、その辺の見通しについてお話を伺ったことがあるんですけども、もちろんあれで終わりではないという話はされるんですけども、ただ、いつ完成するのかという点でいうと、余り見通しがいいという話をされたんですね。その辺、やはり以前から町の玄関口でもあり、また出口でもあるんですけども、大変あそこの部分についてのごみの不法投棄の場所になってしまっているということも含めてですね、早急に整備いただきたいという声もよく聞くんですけども、それは現時点でどのような状況になっているのか、町としてつかんでいることがありましたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

現時点、12月の時点での私のところに情報収集している部分でお答えさせていただきます。

本年度の工事につきましては、来年度の国債と合わせまして6,000万円の工事が発注されます。この工事につきましては発注済みで、工事の着工については、私のほうには来年の1月7日からの工事をするというように聞いております。現場に入るのはもうちょっと遅くなると思いますけども、ただ、工事につきましては、まだ瓶原大井手水路の補修工事が終わっていないという状況がありまして、今年度はほぼその工事に公費を費やすという形になるということで確認をしております。

先ほどから言われてます、遅れている工事の関係ですけども、確かにうちとしましても、平成32年までにはほぼ工事が完成するだろうという見込みで当初は動いておったり、28年に完成するというような話があったりとかいろいろございましたが、一番大きな原因としましては、先ほどの道路改良のところでもお答えしましたように、国の交付金事業となっております。交付金の事業の関係で、災害等に交付金事業が回っている中で財源がなかなかつきにくいと説明の中に受けております。それと合わせまして、山城南土木事務所管内の他の工事とのバランスの関係があって、なかなかこちらのほうにお金が回っていないという話も出ております。

残すところの工事でございます。あと約5億円ほど残っているということで確認をしております。

この工事につきましては、今年度に上の段を終わらせて、その後、下部の法面を切り出してくるということで工事を動かしていただくと。

ただ、うちとしましても、あのままの状態ですらいつまでもいつまでもということは困りますので、できるだけ早い時期に何とかしてほしいということは町長のほうからも十分要望していただいております。

もう1点、木津川市から来た一番きついカーブ、そのカーブをさきにとってくれと

いう話で、今、工事の方法のやり方を要望しておりまして、まず、今の上部が終わればそのまま直下の下部をやっていって、だんだん中へ入ってくるというような工法で今、動かしていただくということで私のほうには情報が来ておりますので、今後も引き続き強く強く要望しながら、現地の工事の進捗を見守りたいというように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

これもトンネルに匹敵するほどといいますか、事務的に関心も大変高い箇所です、町としてももちろん大変力を入れて要望をいただいているというふうには思うんですけども、ただ、やはり京都府のほうの土木事務所のほうも、もちろんやろうという気はお持ちなんですけども、なかなか完成のめどというものを持っておられないという状況が先日のお会いしたときにちょっと感じたことなんです。そういう意味では、和束町としては大変重要な箇所であるということも含めて、町としては十分ご存じとは思いますが、町長として、その辺、京都府に対して早期の完成という点で、もう一步要望いただきたいと思いますと思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今も答弁ありましたように、制度上で交付金事業を受けてやるということで、この交付金というのは非常にいろんな事業に着手できるわけなんです、いわゆる手を広げ過ぎて集中してないという欠点があります。だから、補助金は過少決定をしてやりますから、計画どおりいけるんです。だから、まず一つは、これは今、入り口だけの交付金じゃないわけです。先ほど課長も答弁してありましたように、門前橋もですね、

半分して半分仕上げてほっとかなきゃならん。あれも交付金事業であります。この補助金であれば集中して全部完成させるんですけども、交付金が、そういう制度上の一つに私も問題があるということで、これが制度上と。

もう一つは、先ほども課長も答弁しておりましたように、国のほうでは、災害が起こったら、いわゆる全額はそれに変えないわけです。だから、今までやろうとしたところを災害へ行ってしまったと、こういうことで、今、京都府でやっておられる事業も、京都府だけやなしに和東町でやっている事業も非常におくれているというのは、そこに大きい問題があります。

だから、そこでこれは国のほうへ道路関係、国土へ行ってますが、国土の強靱化、こういうことを国は強く言っておられるわけですから、だから、まず一つは、トンネルも合わせてですが、災害が起こったときに孤立するような地域があるという実態を国は知っておられるかということでお尋ねし、やっぱり強靱化していこうというなら、まずここへ予算を配分すべきやということで、これは強く要望しております。

だから、国への主たる要望は、ここに置いておりました。国はこのところを大体箇所もわかったというような話ですが、なかなかそういう状況にはならないわけで、それで国土交通省も、町長、財務省のほうへ一緒になって要望を頼みますということで、今、財務省のほうへやっております。それで、京都府と一緒に、今、京都府も、これはむしろ土木のほうの所長と話ししているんですが、所長のほうもやらんということじゃないんです。何とか予算を確保して早やりたいということですから、これは町長、そっちのほうと一緒に要望活動のほうをお願いしますということで、むしろ向こうも要望活動を言われておりますので、これは和東町にすれば一番重要な要望と位置づけて、現在、要望活動をしております。

それは府だけはありませんし、国だけではありません。京都府も知事はそういう観点で、今、国のほうへ要望していただいております。

しかしながら、現在の予算は、先ほど言いましたように、今年度と次年度を合わせ

て6,000万円なんですけど、あの工事というのは、いろんな工法がありまして、擁壁も特殊工でやっております。そして、もう一つは河川のほうへ広げていかなきゃならない。

もう一つは、撰原の水路を改修しなきゃならない。それも、トンネルで改修しなきゃならない。経費が見えておらないんですけども、経費が非常にかかる。こういうのがあって、そして交付税で確保できない、こういう問題点を抱えています。しかし、問題点があるということで、今、言われるように、ほっとくわけにはいきませんので、私は一日も早いこと、おとついてもそんな話で土木のほうと話しする機会があったんですけど、そういった中で要望しているところでもありますので、この辺についてはさらにご支援をいただけたらと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いろんな現状について、今、説明いただいて、よくわかった面もあるんですけども、もちろん予算的にも、工法的にもかなり大きな事業だという中で、なかなか思ったように進まない部分もあるんですけど、ただ、あそこは本当に、これは道路の問題ではないといえばそうなんですけども、ごみがとにかくすごく捨てられるんですね。何回も掃除されて、またしばらくしたら落ちてくるというね、大変見苦しい箇所になってしまっているんですね。

それはやはり工事の完成が進まないということはいろんな事情はあるでしょうけども、ただ、やはりそこの管理については京都府も含め、また木津川市も含めてですね、そういうふうにならないように連携いただいて、一定、きれいな状態を保てるように要望をしていただきたいなというふうにそれは強く要望しておきたいというふうに思います。

あとですね、診療所の関係なんですけども、今ちょうどインフルエンザの予防接種が11月から始まっていると思うんですけども、ちまたではワクチンが不足しているというようなお話も聞くんですが、現在の町としてのその辺の状況はどういうようなのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えします。

現在のところ、ワクチンのほうの納入のほうは滞っていたんですけども、先週から入るようになったと。現在のところ、診療所も確保しております。人数としては30人程度のワクチンを接種できる分は確保しております。

聞くところによりますと、12月の中旬ぐらいまでは少し供給がなかなか進まなかったんですけども、現在のところ、順調にワクチンのほうは需要できる状態になったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

去年も含めてですね、ワクチンの出がよくないということで、予約してもなかなか行けないというような状況を耳にするところもよくあります。そこは厚生労働省のほうの動きと関係がありますので、ここだけでどうこうというのは言えない部分もあると思うんですけども、時期がかなり決め手になりますので、流行してから打っても、打たないよりはいいかもしれませんけども、大変時期の問題もありますので、安定して供給できるように努力していただきたいというように思います。

それと関連してですね、これは福祉課長にお聞きしておきたいんですけども、やは

りインフルエンザの予防接種については、高齢者については一定の補助のほうをしていただいて、子供さんについても、乳幼児まで一定の補助をしていただいておりますけども、繰り返し言っていることですが、ワクチンの設置についての補助の拡充ですね、年齢自身の層を広げるであるとか、あと、補助額ですね。

最近、やはりワクチン自身の額が高騰しておりまして、以前に比べると大変高い状況がございます。今、子供でいいますと1回1,500円の補助をいただいているんですけども、以前に比べるとやはり補助率が低くなっているというように思うんですね。それも含めてですね、補助を拡充されているところは義務教育まで補助をすとかという自治体も多くありますし、補助の額も増額しているところもありますので、ぜひ、今自身は間に合わないとは思いますが、来年度に向けてその辺の拡充について検討いただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

拡充につきましてですけども、近隣の動向を見ながらということも考えてはいるんですけども、医療機関によりまして接種費用というのもまちまちでございますので、当然ながらですけども、今年度につきましては補助率とかの変更のほうは全然考えてはおりません。今後につきましても、国や京都府とか近隣市町村とかの動向を注視しながら、また調査を続けていただきまして、今後どうなるかわかりませんが、そちらのほうについてもまた調査研究のほうは続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑の途中ですが、ただいまから2地25分まで休憩します。

休憩（午後2時15分～午後2時25分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、質疑を再開します。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先ほどインフルエンザのワクチンの接種補助についてお願いしたわけですが、もちろんワクチン接種というのは予防にかかわることです。

今、町のほうでは18歳まで、ことしから医療費のほうは無料ということで努力いただいているんですけども、それと比べても、この辺の補助が大変おこなっているというふうに思うんですね。やはり一定予防ができれば医療費の支出のほうは減っていくわけですから、やはりそういった関係もあると思うんですね。ですので、近隣もそうですけども、やはり全国的に状況も見ていただいて、義務教育終了をやっているところでは主流になっております。ですので、せめてその辺までは検討いけたらと思いますので、これは要望しておきたいというふうに思います。

それで、あとですね、これは一般会計でいいますと13ページの環境衛生費の下水と簡易水道の繰出金や、また簡易水道、下水道事業とかかわることなんですけども、確認も含め課長にお聞きしておきたいと思います。

いわゆる一般質問で今後の簡易水道の料金見直しについて議論させていただいたんですけども、そのもとになっています経営戦略ありますね。その中に水道料金の値上げとはまた別に、いわゆる上水道、また下水道も今後入るのかもしれませんが、いわゆる公営企業会計の移行という問題がその中でも触れられております。

法律では、人口3万人以下の下水道等の事業について、公営企業適用を平成でいいますと32年4月1日までに移行することとしているというふうに聞いているんですけども、その辺の検討というのは、現在、町当局はされているのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今、岡本議員からの質問でございますけども、これにつきましては、先般の国の法律改正、水道法の改正等に絡みましての話になっております。

先ほど推測されておりましたように、水道、下水道の広域化というのが今テーマになっておまして、これについては検討しております。立地的な問題もありまして、和東町は広域で府営水道とつなげるのかと。それから、また、下水についても府営の下水につなげるといいますとなかなか難しいというところであるのは現実でございます。それだけではなかなか難しいということで、検討しながらもなかなか前に進まないというような状況でございます。

ただ、和東町としましては、笠置町、南山城村と東部3町で物品の購入等々について広域的な範囲ができないかというような想定とか、それから、また今後、一般管理的なものであったりとか、それから緊急業者等の広域とかいうのも含めて検討は加えていきたいということで、今、動きはしておりますが、公営企業会計につきましては独立採算制になりますので、現時点では一気に移行というのはなかなか難しいというような状況にあります。

ただ、法律制度の動きの中で、総務省ないし厚労省のほうからは企業会計へ移動させというような行政指導とは言いませぬけども、そういうような指示指導は出ているのは現実でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先般の水道法の改定に伴って、民営化の問題、また広域化の問題というのが各自治体に問われてくるというのは、そのとおりだというふうに思いますし、早速、京都府のほうで、今、触れられましたように、広域化という点で一定の方針を今後出そうと

いう動きが強まっております。

先ほど課長が、広域化といいましても、和東町の場合ですね、どこと水道としてつながるのかというのは大変しんどいものがありますし、なかなかイメージがわきにくいということがあります。実際、和東町の簡易水道としては町内では統合を広域化という意味ではしているわけで、これ以上、どこかのまちと統合するということは、物理的には難しいことがあるんじゃないかと思うんですね。

ただ、今、言われたように、施設的な部分ではそうですけども、例えば、人員の問題とか技術的な問題とか、そういったものを例えば広域的に対応するということが可能になるんじゃないかというふうにも思うんですけども、町長にそこをお聞きしておきたいんですけどね、京都府は、今、国の法改定も受けて、まず広域化を進めたいという方針を持っておりますけども、広域化というのは、逆に言えば、その間、北海道で地震のときに、あれは電気ですけども、ブラックアウトということが起きて、広域的なシステムに大変問題があったということもありましたし、それから、安倍総理の地元、山口県のほうで事故がありまして、それに伴って水道の関係が破壊されて、いましばらく断水になってしまったと。そこは大変広域的な運営をしていたという意味で復旧がおくれたということでも言われております。そういう意味では、いろんな災害とか今後のことを考えますと、余り広域化ということも推し進めていくと、やはり丁寧な地域の対応ができなくなってしまうということも考えられると思うんですね。そういう点で、町長は、今、京都府がまずは広域化でという方向を示しておりますけども、その辺、町長はどのようにお考えですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど課長も答弁いただきましたが、今やっておりますのは、質問にもありましたよ

うに統合というのを進めてまいりました。そして、統合することによって、今まで特別簡易水道的な扱いであったのが簡易水道としてこれからやっていけると、こういうように思っております。立地的に管を通して水源を一つにすると、さらに統合というのは、考え方としてはわかるんですが、現実的にまだ簡単に次の段階というわけにいかない。

岡本議員は、水道料の値上げとよく話しされますが、和東町は水道料は高いというところはあるんですが、これもご案内のとおり、和東町は水道料の値上げを考えておられるのは、管路が古くなってきたと。これから整備にいろいろ金がかかる。だから、水道料を上げていかなきゃならんと。そして、広域でやらなきゃならんと、そういう方針が全国的に平均的な考えで、今、述べられております。

和東町は既に先行でなく統合でやってきて、石綿管からふつうにやってきたと。そして、まださらに統合によることによって管路も新しくやりかえている、その経費が非常に高くなってきていることは事実なんです。だから、よそのやってないところよりも水道料金というのは、ああいう戦略を考えると単価を上げざるを得ないような方向にはあるんですが、それはやっぱり努力しようという。努力の中には特別簡易水道からふつうの簡易水道って、どこまでの国の制度としてのいろんなメリットがあるのか、これも検討していかなきゃなりませんし、そして、今、言われたように、完璧に全部を統合するということやなしにですね、一つは運営の統合もあるんですね。今、言われましたように、和東町は今まで二つほどやっていたわけです。だから、そういうことも含めながら慎重に検討すべきです。

京都府は全体的に言うておられますが、和東町としては、今、申し上げたような特別に取り組んできた問題もありますので、やっぱり和東町なりに考えていかなきゃならないと、このように思っておりますので、そういう方向で進めていきたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

こういう問題はまた私も勉強させていただいて、今後、料金の問題もありますけども、やはり一番身近な命の水というものをどう守っていくかということが、今回の国の法改正でいいますとほとんど抜け落ちたかと思うんですね。そういう中で制度だけが変わって、民営化とか公益化を進められるような土台だけはできてしまったというのが今回の法改定だというように思うんです。

いわゆる公営企業会計への移行についても、先ほど言われたように独立採算制ということもあって、大変料金にはね返ったりとか、いろんな意味で大きな問題を抱えているというふうに言われてますし、この会計の導入というのは、いわゆる民営化のほうに持っていきやすいという、そういったことも言われております。だから、いわゆるそこを変えていきながら民間にお渡ししていくという条件整備というかね、そういった側面もあるというふうにも指摘をされております。

そういう点では大変問題の多い制度でもありますので、今、町長が、広域化も含めて、一定慎重に、町は町としての事情を見ながら検討したいというふうに言われましたんで、そこはやっぱりそういう答弁として受けとめておきたいと思うんですけれども、基本として地域の水をちゃんと守っていくということを今後ぜひその姿勢そのものは堅持してやっていただきたいというふうに思いますので、そこは強く重ねて要望だけして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第41号 平成30年度和束町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第41号 平成30年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第42号 平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第42号 平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第43号 平成30年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第43号 平成30年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第44号 平成30年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第44号 平成30年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第45号 平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第45号平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、発議第9号 学童保育の国基準の堅持を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第9号についての提案理由を申し上げます。

学童保育は、放課後の子供たちの豊かな生活を保障し、保護者が安心して働ける環境を保障する事業です。それを担い支える指導員の専門性を確保し、十分な体制を整えることは学童保育の質を維持し、充実させるために必要不可欠なことです。

ところが政府は、事業の質を保障するための基準をたった3年で廃止し、子供たちの豊かな生活を保障する責任を放棄する動きを強めております。これは、子供たちの命や安全にもかかわる重大な後退です。

和東でも多くの子供たちが利用する学童保育の質を守り、充実させていくためにも、基準を廃止しようとする政府のやり方は見過ごせません。

以上の理由から本意見書を提案するものです。

それでは、配付しております文章を読み上げまして、提案とさせていただきます。

発議第9号

学童保育の国基準の堅持を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成30年12月20日

提出者 和東町議会議員 岡本 正意

和東町議会議長 岡田 勇 様

学童保育の国基準の堅持を求める意見書

政府は、2015年度に「従うべき基準」として制定した国基準を廃止し、拘束力のない「参酌すべき基準」に変更する方針を打ち出し、来年の通常国会に関連法の改定案を提出するとしている。現行の「従うべき基準」では、1教室に放課後児童支援員を原則2人以上配置する、同支援員は保育士や社会福祉士の資格を持つとともに、都道府県知事の研修を修了するなどしており、保育の質的保障の根拠になっている。基準が廃止されれば運営基準は自治体の自由裁量となり、無資格の指導員1人体制の保育も可能となるなど、学童保育の質の低下の危険が拡大することは明らかであり、到底容認できない。

質の低下は、そのまま子供たちの生活、命と安全の問題に直結する。全国学童保育連絡協議会が「従うべき基準を廃止または参酌化することは、全国の学童保育の質に一層格差を生み出すことになり、子供たちの成長・発達及び安全確保に困難を強いるもの」と決議するなど、現場での不安も大きくなっている。政府は地方での職員不足等を口実にしているが、その大きな原因は、職員の多くが非正規で低賃金など労働環境の劣悪さにあり、安心して働ける労働環境や処遇の改善こそすべきことであり、その問題に応えないでの基準廃止は本末転倒である。

政府におかれては、現行の「従うべき基準」を堅持し、労働環境の抜本的な改善を進め、働く保護者の安心と子どもたちの豊かな生活に責任を持つことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月20日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 根本 匠 様

京都府相楽郡和東町議会

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6番、岡本議員。

賛成ですか。

○6番（岡本正意君）

賛成です。

発議第9号 学童保育の国基準の堅持を求める意見書に賛成の立場から討論いたします。

就学童保育は、働きながら子育てする保護者の子供たちの放課後や夏休みなどの1日の生活を豊かなものにするとともに、安心して働ける環境を広げることを目的に、全国的な行政としての事業は1960年代から始まり、和束町でも1998年に学童保育がスタートし、今では子育て支援の重要な事業としてなくてはならないものとなっています。

学童保育は、子供たちの生活、遊び、学びなどに対する高い専門性が求められますが、長年にわたり明確な基準がないまま事業が行われてまいりました。指導員の処遇改善など事業の充実を求める声の高まりの中で、3年前にようやく「子ども・子育て支援法」で位置づけられ、児童福祉法に基づく省令で、職員の資格と配置について「従うべき基準」が定められました。和束でも、以前は指導員の処遇は全てアルバイトでしたが、少しずつ改善され、現在は、基本的に複数の嘱託職員が配置されるようになりました。

ところが政府は、現場の「人手不足」を口実に、ようやく規定した最低限の基準を

たった3年で廃止し、「従うべき基準」を「参酌基準」に後退させようとしております。現行基準では40人以下の学童保育に2人以上の指導員を配置し、うち1人は「放課後児童支援員」の有資格者を配置するとしておりますが、参酌基準になれば無資格で1人体制も可能になります。そうなれば学童保育は単なる一時預かり所になるとともに、豊かな生活づくりどころか、子供たちの命や安全の確保さえままならなくなる危険性が拡大します。

学童期の子供たちの育ちは複雑でありまして、多忙化する学校生活の中で多大なストレスも抱えております。そのような子供たちを丸ごと受けとめ、専門性も生かした生活や集団づくりを担う指導員の役割はとても大切であり、子供たち育ちにも大きな影響を与える存在でもあります。

和東町の学童保育も欠員の嘱託指導員の補充がままならないなど、確かに「人手不足」です。しかし、やるべきは「人手不足」を口実にした質の低下ではなく、指導員の思い切った処遇改善こそにあります。指導員が確保できない背景には、多くが非常勤やパートなどの処遇で、長期的に安定した雇用形態になっていない現状がございます。そこにこそ「人手不足」の本当の理由があり、安上がりでの人集めではなく、処遇改善による安定した雇用形態にするための支援こそ政府は強化すべきです。その意味からも、基準の廃止、参酌化は明らかに逆行でしかありません。

先日、政府は今後5年間で27兆円もの予算を軍事費につぎ込むとの報道があり、波紋を広げておりますが、そのほんの一部の予算があれば学童保育の充実は十分に図れるのではないかと思います。子供たちの豊かな育ちと保護者が安心して働ける環境を保障する上でも、現行の基準は最低限の基準であり、堅持すべきものであることを重ねて申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第9号 学童保育の国基準の堅持を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第9号 学童保育の国基準の堅持を求める意見書は否決されました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

まずは、今回の議会におきまして提案させていただきました議案につきましては、

全議案につきまして承認、また同意をいただきましてありがとうございます。今回の議会を通じても、いろいろと和東町には多くの課題を抱えております。これを1つ1つ乗り越えていくためには、議員各位のご指導、ご協力なくしては進まない、このように思っているところであります。これからも引き続き、町行政にご指導、ご協力賜りますようお願いいたします。

さて、年の瀬も迫り、きょうは雨ですけど、非常に寒さも厳しくなっております。どうぞお体には十分気をつけていただき、新しい年を迎えられることをご祈念申し上げまして、簡単でございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

これをもちまして、平成30年和東町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時51分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 31 年 2 月 15 日

和東町議会議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 井 上 武津男

〃

和東町議会議員 岡 田 泰 正